

令和元年度広島県認定調査員フォローアップ研修実施要領

1 研修の目的

現に認定調査に従事している者及び介護認定審査会事務局職員を対象に、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査の実施に必要な知識、技能の向上を図ることを目的とする。

2 日時及び場所

次のいずれかの会場で1回受講するものとする。

○福山会場

令和元年11月14日(木) 13:00～15:30

広島県民文化センターふくやま 1F ホール (福山市東桜町1-21)

○三次会場

令和元年11月21日(木) 13:00～15:30

三次市民ホールきりり 1F ホール (三次市三次町111番地1)

○広島会場

令和元年11月28日(木) 13:00～15:30

広島市南区民文化センター 2F ホール (広島市南区比治山本町16-27)

3 研修の対象者

(1) 市町職員(広島市を除く。)

認定調査に従事している者及び認定審査会事務局職員

(2) 事業所及び施設等に所属する認定調査員

市町(広島市を除く。)が認定調査を委託している指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であって、認定調査に従事している者

4 研修内容

(1) 要介護認定の改正について

(2) 業務分析データから見える特徴的な調査項目について

(3) 事例検討

5 その他

(1) 受講の申込みは、必ず各市町介護保険担当課を通じて行うものとする。

(研修の運営を行う一般社団法人広島県介護支援専門員協会に対し、直接、申し込まないこと)

(2) 一般社団法人広島県介護支援専門員協会から受講者に対して受講決定通知と受講票を送付する。

(3) 会場へは車で来場しないものとする。

(4) 受講者は、厚生労働省「認定調査員テキスト 2009 改訂版(平成30年4月改訂)」を持参する。

《 広島会場 》 広島市南区民文化センター 2F ホール (広島市南区比治山本町16-27)
TEL082-251-4120 (代表)

